

### 第36号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年豊川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第4条 (略) 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(13) (略) (14) <u>乳腺外科</u> (15)～(31) (略) 3 (略) (診療料等) 第10条 (略) 2 特別病室使用料の額は、1日につき、次の表の左欄に掲げる特別病室の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に該当する場合にあっては、当該額に110分の100を乗じて得た額）とする。 表 (略) 3～6 (略)	(経営の基本) 第4条 (略) 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(13) (略) (14) <u>乳腺・内分泌外科</u> (15)～(31) (略) 3 (略) (診療料等) 第10条 (略) 2 特別病室使用料の額は、1日につき、次の表の左欄に掲げる特別病室の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に該当する場合にあっては、当該額に110分の100を乗じて得た額）とする。 表 (略) 3～6 (略)

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、診療内容の明確化を図るため診療科目の名称を変更するとともに、消費税法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。